

諮詢庁：厚生労働大臣

諮詢日：平成30年1月11日（平成30年（行個）諮詢第1号）

答申日：平成30年8月6日（平成30年度（行個）答申第87号）

事件名：本人に対する療養補償給付の不支給決定に係る調査結果復命書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「特定労働基準監督署長が私に対して平成29年特定月日付けで行った不支給決定の際の調査結果復命書及び関連資料一切」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮詢庁がなお不開示とすべきとしている部分は、不開示とすることが妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成29年9月5日付け東労発総個開第29-371号により、東京労働局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）につき、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 審査請求書

「部分開示」はあり得ないので「全部開示」を求める。

「不開示とした部分とその理由」に納得がいかないため。

(2) 意見書

文書番号1（調査結果復命書） 3頁, 4頁, 5頁, 6頁, 7頁, 8頁
の18行目・20行目・21行目・32
行目・40行目・41行目・42行目・
44行目・45行目, 9頁の不開示部分

文書番号3（意見書等①） ② 2頁の不開示部分

文書番号4（意見書等②） ② 2頁, 3頁, 4頁の医師意見の不開示
部分

文書番号5（意見書等③） ② 2頁, 3頁, 4頁の医師意見の不開示
部分

文書番号 7 (意見書等⑤) ② 2 頁, 3 頁の医師意見の不開示部分
文書番号 8 (意見書等⑥) ② 2 頁, 3 頁の医師意見の不開示部分
文書番号 9 (意見書等⑦) ② 2 頁, 3 頁, 4 頁の医師意見の不開示部分
文書番号 11 (意見書等⑨) ② 3 頁の医師意見の不開示部分
文書番号 12 (意見書等⑩) ② 2 頁の医師意見の不開示部分, 3 頁の 14 行目・15 行目・16 行目・17 行目・19 行目・20 行目・21 行目

上記文書番号 1, 3, 4, 5, 7, 8, 9, 11, 12 が不開示となっていることで、医師の見解が分からず、業務災害にかかる再発が不支給決定になった理由が分かりません。

なお、理由説明書（下記第 3）3(2)ア(イ)及びウに記載されている被聴取者等に対し、不当な干渉をすること等は致しません。

第 3 諒問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

- (1) 本件審査請求人である開示請求者（以下、第 3において「請求者」という。）は、平成 29 年 7 月 30 日付で、処分庁に対して、法 12 条 1 項の規定に基づき、「特定労働基準監督署長が請求者に対して平成 29 年特定月日付で行った不支給決定の際の調査結果復命書及び関連資料一切」に係る開示請求を行った。
- (2) これに対して、処分庁が平成 29 年 9 月 5 日付け東労発総個開第 29-371 号により部分開示決定（原処分）を行ったところ、請求者がその取消しを求めて、同年 10 月 13 日付け（同月 16 日受付）で審査請求を提起したものである。

2 諒問庁としての考え方

本件審査請求に関し、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、別表中「不開示を維持する部分」欄に掲げる情報については、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

3 理由

(1) 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は、「特定労働基準監督署長が請求者に対して平成 29 年特定月日付で行った不支給決定の際の調査結果復命書及び関連資料一切」である。

(2) 不開示情報該当性について

ア 法 14 条 2 号の不開示情報

(ア) 別表中、文書番号 3 の①, 4 の①, 5 の①, 6 の①, 7 の①, 8 の①, 9 の①, 10 の①, 11 の①及び 12 の①の不開示部分は、

請求者以外の自署、印影など、請求者以外の個人に関する情報であって、請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため、当該情報は、法14条2号本文に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) 別表中、文書番号1、3の②、4の②、5の②、7の②、8の②、9の②、11の②及び12の②の不開示部分は、特定労働基準監督署の調査官等が本件労災請求に係る処分を行うにあたり、請求者以外の特定個人から聴取した内容等である。聴取内容等に関する情報が開示された場合には、被聴取者等が、不当な干渉を受けることが懸念され、請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため、法14条2号本文に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

イ 法14条3号イの不開示情報

別表中、文書番号2、4の③、6の②、8の③、10の②及び14の不開示部分は、特定事業場等の印影である。印影は、書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものであり、かつ、これにふさわしい形状のものであることから、これらの情報が開示された場合には、偽造により悪用されるおそれがある等、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条7号柱書きの不開示情報

別表中、文書番号1、3の②、4の②、5の②、7の②、8の②、9の②、11の②及び12の②の不開示部分は、特定労働基準監督署の調査官等が本件労災請求に係る処分を行うにあたり、請求者以外の特定個人から聴取した内容等である。これらの聴取内容等が開示された場合には、請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあることは、上記ア(イ)で既に述べたところである。

加えて、これらの情報を開示するとした場合、被聴取者が心理的に大きな影響を受け、被聴取者自身が把握・認識している事実関係について申述することをちゅうちょし、労災請求人側、事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発生し、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難になるおそれがある。したがって、聴取内容等に関する情報は、開示することにより、労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及

ばすおそれがあることから、法14条7号柱書きの不開示情報に該当するため、これらの聴取内容等は、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

4 結論

以上のとおり、本件対象保有個人情報については、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、別表中「不開示を維持する部分」欄に掲げる情報については、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮詢事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|-------------------|
| ① 平成30年1月11日 | 諮詢の受理 |
| ② 同日 | 諮詢庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同月25日 | 審議 |
| ④ 同年2月14日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ⑤ 同年7月12日 | 本件対象保有個人情報の見分及び審議 |
| ⑥ 同年8月2日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「特定労働基準監督署長が私に対して平成29年特定月日付けで行った不支給決定の際の調査結果復命書及び関連資料一切」に記録された保有個人情報であり、具体的には、別表の1欄に掲げる文書番号1ないし文書番号14に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、法14条2号、3号イ及び7号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、不開示部分の開示を求めている。

これに対して、諮詢庁は、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、その余の部分については、原処分を維持して不開示とすることが妥当であるとしていることから、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、諮詢庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 法14条2号該当性について

ア 通番3は、地方労災医員の署名及び印影であり、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものに該当する。

地方労災医員の氏名は「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」（平成17年8月3日付け情報公開に関する連絡会議申合せ）における「職務遂行に係る情報に含まれる当該職員の氏名」

に該当し、特段の支障の生ずるおそれがある場合を除き、開示することとされている。

しかしながら、署名及び印影についてまで開示する慣行があるとは認められないことから、法14条2号ただし書イに該当せず、同号ただし書口及びハに該当する事情も認められない。また、当該部分は個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 通番5、通番8、通番10、通番12、通番14、通番17、通番19、通番21及び通番23は、医師の署名又は印影であり、それぞれ法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

個人の署名及び印影については、当該個人の氏名を審査請求人が知り得るとしても、署名及び印影まで開示する慣行があるとは認められないため、法14条2号ただし書イに該当せず、同号ただし書口及びハに該当する事情も認められない。また、当該部分は個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(2) 法14条3号イ該当性について

通番2は、特定事業場の印影であり、通番7、通番11及び通番20は、特定医療機関の印影であり、通番16及び通番25は、特定健康保険組合及び同組合理事長の印影である。当該印影は、書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものとして、それにふさわしい形状のものであると認められ、これを開示すると、当該事業場等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

(3) 法14条2号及び7号柱書き該当性について

通番1、通番4、通番6、通番9、通番13、通番15、通番18、通番22及び通番24は、特定労働基準監督署の担当調査官からの求めに応じて提出した医師の意見であり、これを開示すると、医師が、労災給付請求者である審査請求人からの批判等を恐れ、医師自身が認識している事実関係等について直接的な申述を行うことをちゅううちよし、労災給付請求者側又は所属事業場側いづれか一方不利になる申述を意図的に忌避するなど、正確な事実関係の把握が困難となるおそれがあり、労

働基準監督機関が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 その他について

当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、審査請求人は、特定労働基準監督署長による労災保険給付の不支給決定を不服として、東京労働者災害補償保険審査官に対し、労働者災害補償保険法に基づく審査請求を提起しており、原処分後に、上記労災保険給付に係る審査請求事件について、東京労働者災害補償保険審査官による決定がなされ、審査請求人に対しては既に当該決定書の送付がなされているとのことであった。本件開示請求に係る原処分時においては、当該決定書の内容を審査請求人が知り得る状況ではないが、当該決定書の送付により、当該決定書記載の情報については不開示とする事情は失われていると認められることから、諮問庁の現時点における対応としては、当該決定書により審査請求人が知り得る情報については開示することが望ましい。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号、3号イ及び7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、同条2号、3号イ及び7号柱書きに該当すると認められるので、不開示とすることが妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子、委員 葭葉裕子、委員 渡井理佳子

別表

1 文書番号及び文書名		2 通番	3 不開示を維持する部分	4 法14条該当号		
文書番号	文書名			2号	3号イ	7号柱書き
1	調査結果 復命書	1	3頁及び4頁の不開示部分、6頁及び 7頁の不開示部分、8頁18行目、2 0行目、21行目、32行目、40行 目ないし42行目及び45行目並びに 9頁の不開示部分	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>
2	療養補償 給付たる 療養の給 付請求書	2	1頁の事業場印影		<input type="radio"/>	
3	意見書等 ①	3	① 1頁の地方労災医員の署名及び印影	<input type="radio"/>		
		4	② 2頁の不開示部分	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>
4	意見書等 ②	5	① 1頁の医師の署名及び印影	<input type="radio"/>		
		6	② 2頁ないし4頁の医師意見の不開示 部分	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>
		7	③ 1頁の割印及び医療機関印影、2頁 ないし4頁の割印並びに5頁の医療機 関印影		<input type="radio"/>	
5	意見書等 ③	8	① 1頁の医師の署名及び印影	<input type="radio"/>		
		9	② 2頁ないし4頁の医師意見の不開示 部分	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>
6	意見書等 ④	10	① 1頁の医師の署名及び印影	<input type="radio"/>		
		11	② 1頁の割印及び医療機関印影並びに 2頁及び3頁の割印		<input type="radio"/>	
7	意見書等 ⑤	12	① 1頁の医師の署名、印影及び割印並 びに2頁及び3頁の医師の割印	<input type="radio"/>		
		13	② 3頁の医師意見の不開示部分	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>
8	意見書等 ⑥	14	① 1頁の医師の署名及び印影並びに2 頁の医師の印影	<input type="radio"/>		

		1 5	② 2 頁の医師意見の不開示部分及び 3 頁の医師意見の不開示部分（ただし項目 6 の様式部分は除く。）	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>
		1 6	③ 1 頁ないし 3 頁の割印並びに 4 頁の保険組合印影及び理事長印影		<input type="radio"/>	
9	意見書等 ⑦	1 7	① 1 頁の医師の署名及び印影並びに 1 頁ないし 4 頁の医師の割印	<input type="radio"/>		
		1 8	② 2 頁ないし 4 頁の医師意見の不開示部分	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>
10	意見書等 ⑧	1 9	① 1 頁の医師の署名及び印影	<input type="radio"/>		
		2 0	② 1 頁の医療機関印影		<input type="radio"/>	
11	意見書等 ⑨	2 1	① 1 頁及び 3 頁の医師の印影	<input type="radio"/>		
		2 2	② 3 頁の医師意見の不開示部分	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>
12	意見書等 ⑩	2 3	① 1 頁ないし 3 頁の医師の印影	<input type="radio"/>		
		2 4	② 2 頁の医師意見の不開示部分並びに 3 頁 14 行目ないし 17 行目、 20 行目及び 21 行目	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>
13	業務上（ 通勤）災 害再発申 出書等	—	なし	—	—	—
14	診療報酬 明細書等	2 5	1 頁の保険組合印影及び理事長印影		<input type="radio"/>	